



です。
この下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全をはかります。

下水道受益者負担金 などについて

下水道の供用開始地区のみなさんに、実際にご負担いただく費用は次のとおりです。

- ・受益者負担金 土地の面積〇〇㎡×500円(土地の面積に応じて負担していただきます)
- ・排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共桝への接続工事など。
- ・下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。
- お住まい地区の供用開始時期については、問合せください。

▼問合せ先 役場下水道課
☎932・1151

なさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下水道事業の役割

炊事 洗濯 風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道

事業推進にみなさんのご協力をお願いします

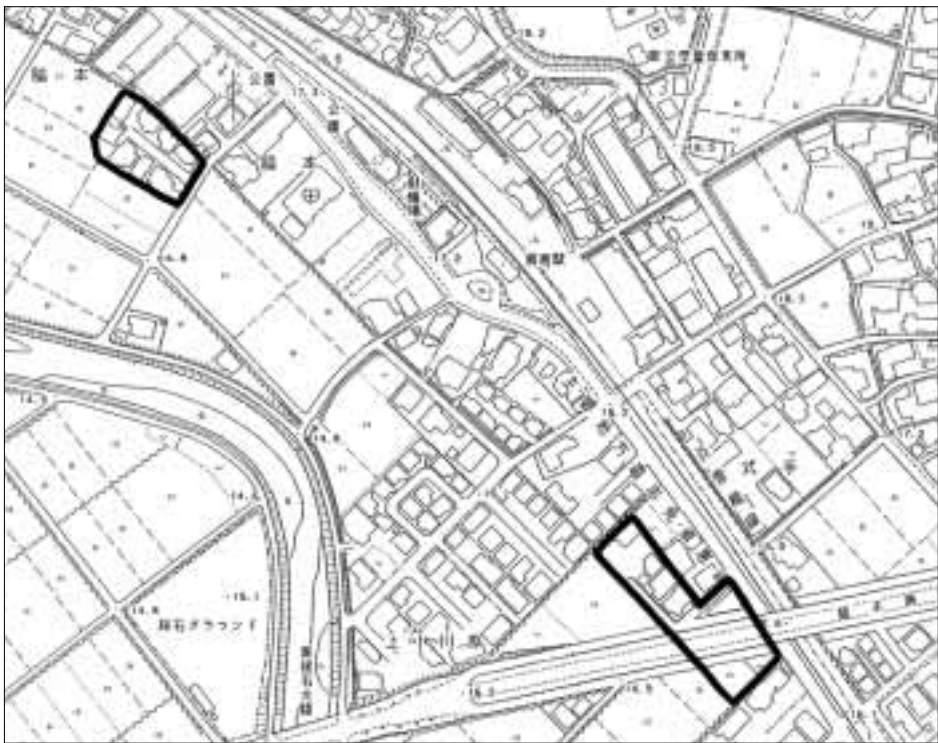
下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみなさんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では、水洗化工事資金の融資あつせんや利子の助成、奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を用意しています。

この事業は、町民のみなさんに利用していただいてはじめて、事業効果が発揮できるものです。明るく住みよい町づくりに、み



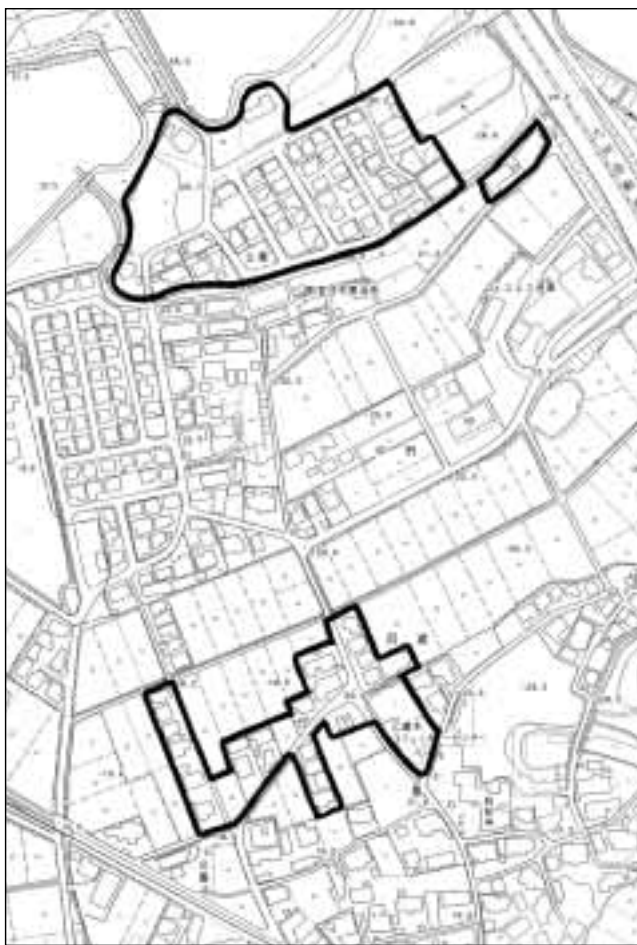
▲藤浦地区



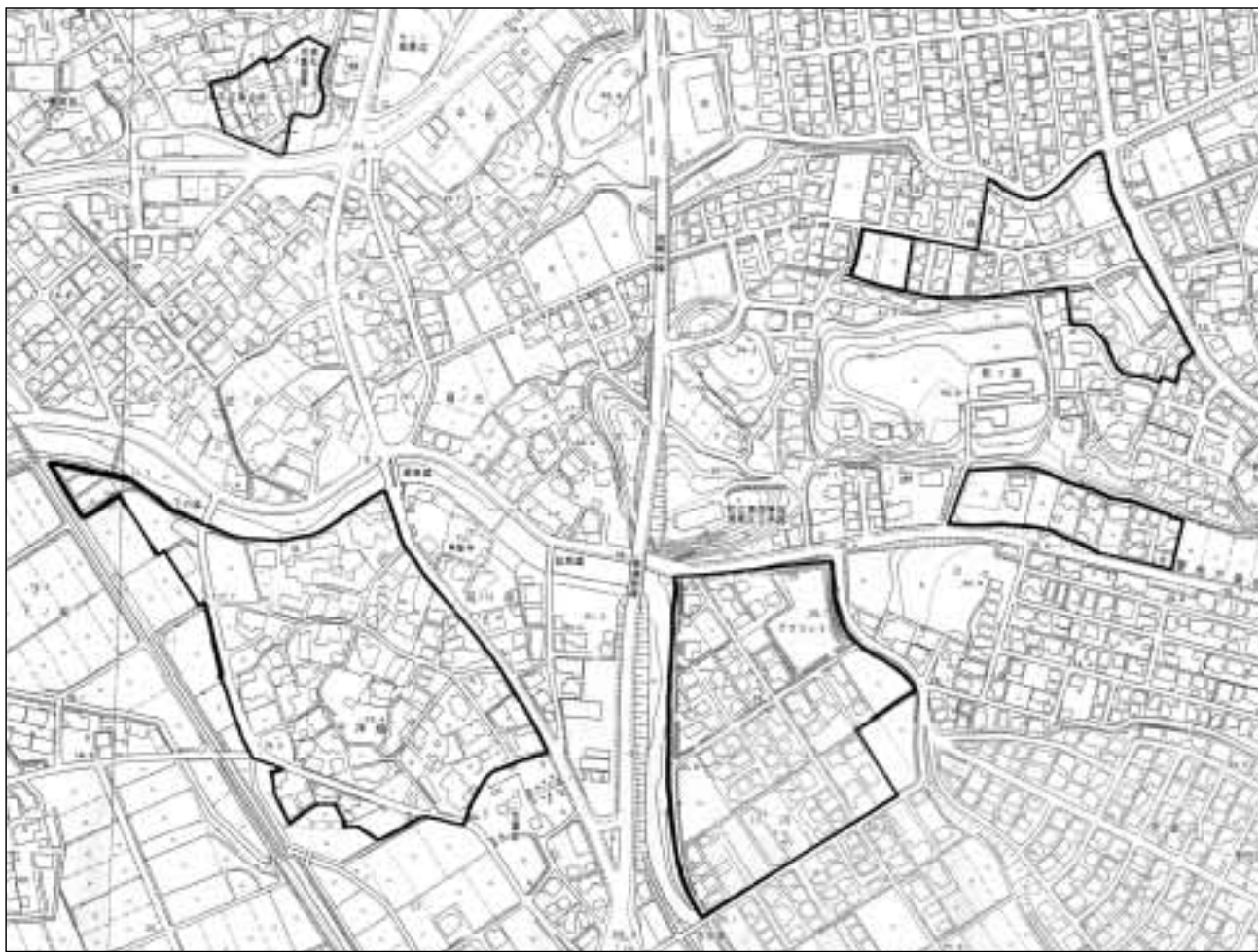
▲甲植木地区



▲旅石・西原・旭ヶ丘・恵西・昭穂地区



▲乙植木地区



▲須恵・長礼地区